

平成 12 年国勢調査

第 3 次 基 本 集 計 結 果

はじめに

平成 12 年 10 月 1 日現在で実施された平成 12 年国勢調査の第 3 次基本集計結果のうち職業・従
業上の地位について名古屋市分を紹介します。

なお、第 3 次基本集計結果の他の統計表につきましては、『名古屋市国勢調査データブック
(Vol.2)』（平成 15 年 7 月刊行）において掲載していますので、併せてご利用ください。

1 職業別就業者数は「生産工程・労務作業者」が最も多い 前回より「管理的職業従事者」が大幅減

平成 12 年 10 月 1 日現在、本市の 15 歳以上就業者数は 1,109,920 人であり、職業（大分類）別
にみると、「生産工程・労務作業者」が 305,922 人で最も多く、15 歳以上就業者の 27.6%を占め
ている。次いで「事務従事者」が 227,528 人（同 20.5%）、「販売従事者」が 213,716 人（同 19.3%）
の順となっている。

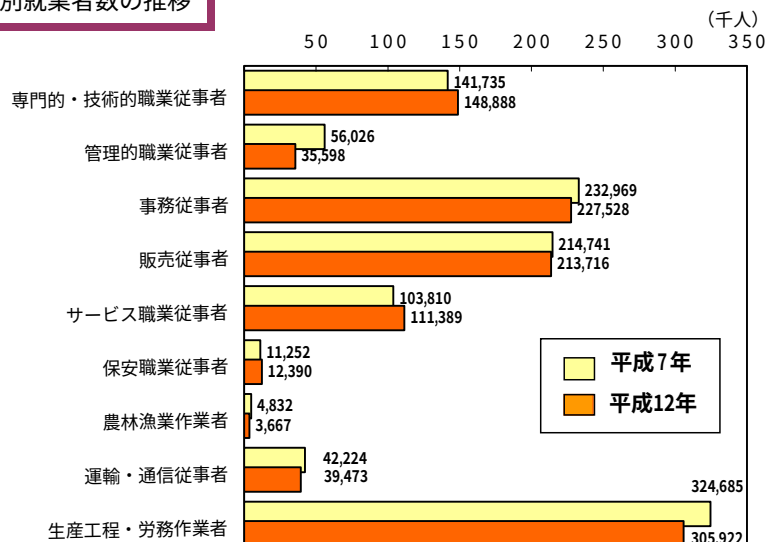
前回調査の平成 7 年と比較すると、総数では 2.3%の減となり、職業（大分類）別では「保安
職業従事者」が 10.1%増、「サービス職業従事者」が 7.3%増と増加したものの、「管理的職業従
事者」が 36.5%減、「農林漁業作業者」が 24.1%減となっている。 【付表 1、図 1】

付表 1 職業（大分類）別就業者数の推移

職業（大分類）	就業者数			職業別割合（%）			増減数		増減率（%）	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年	2～7年	7～12年	2～7年	7～12年
総 数	1,123,429	1,136,268	1,109,920	100.0	100.0	100.0	12,839	-26,348	1.1	-2.3
A 専門的・技術的職業従事者	132,545	141,735	148,888	11.8	12.5	13.4	9,190	7,153	6.9	5.0
B 管理的職業従事者	53,045	56,026	35,598	4.7	4.9	3.2	2,981	-20,428	5.6	-36.5
C 事務従事者	232,389	232,969	227,528	20.7	20.5	20.5	580	-5,441	0.2	-2.3
D 販売従事者	205,643	214,741	213,716	18.3	18.9	19.3	9,098	-1,025	4.4	-0.5
E サービス職業従事者	97,481	103,810	111,389	8.7	9.1	10.0	6,329	7,579	6.5	7.3
F 保安職業従事者	10,375	11,252	12,390	0.9	1.0	1.1	877	1,138	8.5	10.1
G 農林漁業作業者	4,591	4,832	3,667	0.4	0.4	0.3	241	-1,165	5.2	-24.1
H 運輸・通信従事者	41,487	42,224	39,473	3.7	3.7	3.6	737	-2,751	1.8	-6.5
I 生産工程・労務作業者	340,791	324,685	305,922	30.3	28.6	27.6	-16,106	-18,763	-4.7	-5.8
（再掲）										
I 農林漁業関係職業	4,591	4,832	3,667	0.4	0.4	0.3	241	-1,165	5.2	-24.1
II 生産・運輸関係職業	382,278	366,909	345,395	34.0	32.3	31.1	-15,369	-21,514	-4.0	-5.9
III 販売・サービス関係職業	313,499	329,803	337,495	27.9	29.0	30.4	16,304	7,692	5.2	2.3
IV 事務・技術・管理関係職業	417,979	430,730	412,014	37.2	37.9	37.1	12,751	-18,716	3.1	-4.3

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

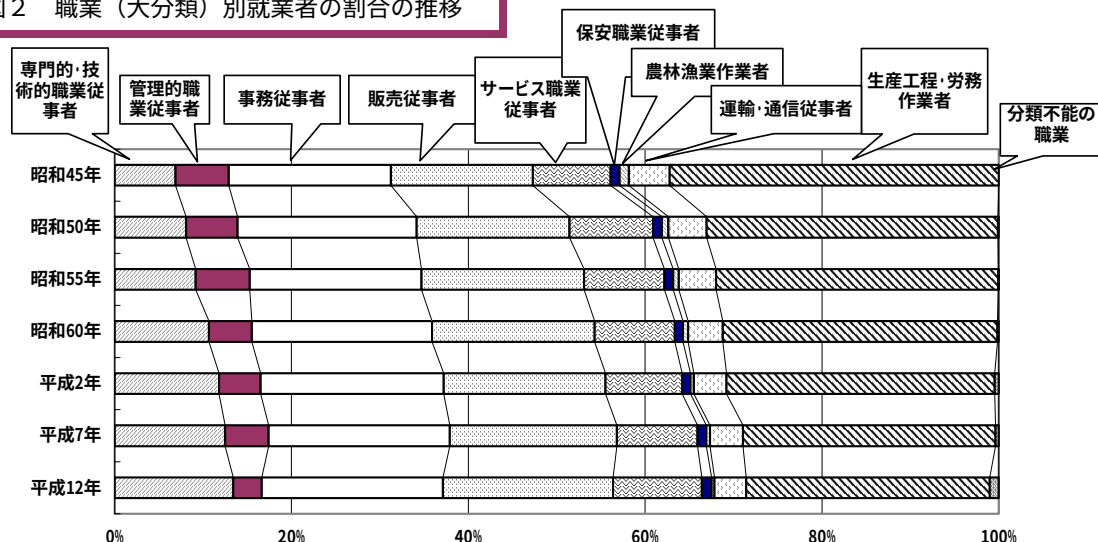
図 1 職業（大分類）別就業者数の推移



2 「専門的・技術的職業従事者」の割合が上昇、「生産工程・労務作業者」が低下の傾向

昭和45年以降の職業（大分類）別就業者割合の推移をみると、「専門的・技術的職業従事者」の割合が徐々に上昇し、「生産工程・労務作業者」の割合が低下している傾向がうかがえる。【図2】

図2 職業（大分類）別就業者の割合の推移



3 名古屋市は「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」「サービス職業従事者」の割合が全国、愛知県より高い

職業（大分類）別就業者の割合を全国、愛知県、名古屋市で比べると、いずれも最も割合が高いのは「生産工程・労務作業者」であるが、愛知県では総数に占める割合が35.0%で全国の29.3%、名古屋市の27.6%を上回っている。

また、名古屋市では「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」「サービス職業従事者」において全国、愛知県を上回っており、「農林漁業作業者」は全国、愛知県を大きく下回った。

【付表2】

付表2 全国、愛知県、名古屋市の職業（大分類）別就業者数

職業（大分類）	就業者数			職業別割合（%）		
	全国	愛知県	名古屋市	全国	愛知県	名古屋市
総 数	62,977,960	3,687,238	1,109,920	100.0	100.0	100.0
A 専門的・技術的職業従事者	8,489,745	449,458	148,888	13.5	12.2	13.4
B 管理的職業従事者	1,798,152	92,276	35,598	2.9	2.5	3.2
C 事務従事者	12,063,827	683,152	227,528	19.2	18.5	20.5
D 販売従事者	9,491,850	557,105	213,716	15.1	15.1	19.3
E サービス職業従事者	5,561,829	309,966	111,389	8.8	8.4	10.0
F 保安職業従事者	995,712	42,925	12,390	1.6	1.2	1.1
G 農林漁業作業者	3,149,337	108,922	3,667	5.0	3.0	0.3
H 運輸・通信従事者	2,257,821	126,900	39,473	3.6	3.4	3.6
I 生産工程・労務作業者	18,433,062	1,291,461	305,922	29.3	35.0	27.6
（再掲）						
I 農林漁業関係職業	3,149,337	108,922	3,667	5.0	3.0	0.3
II 生産・運輸関係職業	20,690,883	1,418,361	345,395	32.9	38.5	31.1
III 販売・サービス関係職業	16,049,391	909,996	337,495	25.5	24.7	30.4
IV 事務・技術・管理関係職業	22,351,724	1,224,886	412,014	35.5	33.2	37.1

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

4 男性は「生産工程・労務作業」、女性は「事務従事者」が最も多い

職業（大分類）別の構成を男女別にみると、男性は「生産工程・労務作業」が221,214人で男性就業者に占める割合が33.2%で最も高く、次いで「販売従事者」が148,487人で22.3%となっており、上位2位で男性就業者の半数以上を占める。

これに対し、女性は「事務従事者」が149,269人で女性就業者に占める割合は33.7%で最も高く、次いで「生産工程・労務作業」が84,708人で19.1%となっている。

男女別割合をみると、男性の占める割合が高い職業は「運輸・通信業」（総数に占める割合95.0%）、「保安職業従事者」（同93.4%）、「管理的職業従事者」（同87.7%）などとなっている。一方、女性の占める割合が高い職業は「事務従事者」（同65.6%）、「サービス職業従事者」（同61.4%）となっている。

【付表3】

前回調査の平成7年と比較すると、男性は総数が3.9%減となっており、職業（大分類）別では「管理的職業従事者」（対前回増減率37.6%減）や「農林漁業作業」（同20.3%減）などで減少している。一方、女性は総数では0.1%増となっており、男性と同様に「農林漁業作業」（同30.0%減）や「管理的職業従事者」（同27.3%減）等では減少しているものの、「保安職業従事者」（同14.3%増）や「サービス職業従事者」（同8.7%増）、「専門的・技術的職業従事者」（同7.2%増）では増加している。

【付表4】

付表3 職業（大分類）、男女別就業者数

職業（大分類）	就業者数			職業別割合（%）			男女別割合（%）		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	1,109,920	667,134	442,786	100.0	100.0	100.0	100.0	60.1	39.9
A専門的・技術的職業従事者	148,888	87,028	61,860	13.4	13.0	14.0	100.0	58.5	41.5
B管理的職業従事者	35,598	31,233	4,365	3.2	4.7	1.0	100.0	87.7	12.3
C事務従事者	227,528	78,259	149,269	20.5	11.7	33.7	100.0	34.4	65.6
D販売従事者	213,716	148,487	65,229	19.3	22.3	14.7	100.0	69.5	30.5
Eサービス職業従事者	111,389	42,995	68,394	10.0	6.4	15.4	100.0	38.6	61.4
F保安職業従事者	12,390	11,573	817	1.1	1.7	0.2	100.0	93.4	6.6
G農林漁業作業	3,667	2,335	1,332	0.3	0.4	0.3	100.0	63.7	36.3
H運輸・通信従事者	39,473	37,483	1,990	3.6	5.6	0.4	100.0	95.0	5.0
I生産工程・労務作業	305,922	221,214	84,708	27.6	33.2	19.1	100.0	72.3	27.7
（再掲）									
I 農林漁業関係職業	3,667	2,335	1,332	0.3	0.4	0.3	100.0	63.7	36.3
II生産・運輸関係職業	345,395	258,697	86,698	31.1	38.8	19.6	100.0	74.9	25.1
III販売・サービス関係職業	337,495	203,055	134,440	30.4	30.4	30.4	100.0	60.2	39.8
IV事務・技術・管理関係職業	412,014	196,520	215,494	37.1	29.5	48.7	100.0	47.7	52.3

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

付表4 職業（大分類）、男女別就業者数の推移

職業（大分類）	男				女			
	平成7年	平成12年	平成7年～12年		平成7年	平成12年	平成7年～12年	
			増減数	増減率(%)			増減数	増減率(%)
総 数	693,971	667,134	-26,837	-3.9	442,297	442,786	489	0.1
A専門的・技術的職業従事者	84,023	87,028	3,005	3.6	57,712	61,860	4,148	7.2
B管理的職業従事者	50,023	31,233	-18,790	-37.6	6,003	4,365	-1,638	-27.3
C事務従事者	81,267	78,259	-3,008	-3.7	151,702	149,269	-2,433	-1.6
D販売従事者	146,851	148,487	1,636	1.1	67,890	65,229	-2,661	-3.9
Eサービス職業従事者	40,894	42,995	2,101	5.1	62,916	68,394	5,478	8.7
F保安職業従事者	10,537	11,573	1,036	9.8	715	817	102	14.3
G農林漁業作業	2,929	2,335	-594	-20.3	1,903	1,332	-571	-30.0
H運輸・通信従事者	39,833	37,483	-2,350	-5.9	2,391	1,990	-401	-16.8
I生産工程・労務作業	235,335	221,214	-14,121	-6.0	89,350	84,708	-4,642	-5.2
（再掲）								
I 農林漁業関係職業	2,929	2,335	-594	-20.3	1,903	1,332	-571	-30.0
II生産・運輸関係職業	275,168	258,697	-16,471	-6.0	91,741	86,698	-5,043	-5.5
III販売・サービス関係職業	198,282	203,055	4,773	2.4	131,521	134,440	2,919	2.2
IV事務・技術・管理関係職業	215,313	196,520	-18,793	-8.7	215,417	215,494	77	0.0

注）総数は「分類不能の職業」を含む。

平成 12 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 12 年国勢調査はその 17 回目当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 12 年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正 14 年、昭和 10 年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 12 年国勢調査は、平成 12 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 12 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

調査の地域

平成 12 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成 12 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在いた場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 12 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 16 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 6 項目、合計 22 項目について調査した。

《世帯員に関する事項》

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続き柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在住居における居住期間
- (8) 5 年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 就業時間
- (12) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (13) 仕事の種類
- (14) 従業上の地位
- (15) 従業地又は通学地
- (16) 従業地又は通学地までの利用交通手段

《世帯に関する事項》

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 家計の収入の種類
- (4) 住居の種類
- (5) 住宅の床面積
- (6) 住宅の建て方

調査の方法

平成 12 年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター)―都道府県―市町村―国勢調査指導員―国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成 12 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定され、その数は約 94 万である。

なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務庁長官により任命された約 83 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在において、調査の地域内に常住している人を調査した「常住人口」である。

「常住している人」については、【平成 12 年国勢調査の概要】の「調査の対象」をご参照ください。

年齢・平均年齢

調査日前日による満年齢である。なお、10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳とした。

また、本報告書に掲載されている平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{15 歳以上就業者の年齢(各歳)} \times \text{15 歳以上就業者の各歳別人口}}{\text{15 歳以上就業者}} + 0.5$$

配偶関係

届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次の

とおり区分した。

未婚 ―まだ結婚したことのない人

有配偶 ―妻又は夫のある人

死別 ―妻又は夫と死別して独身の人

離別 ―妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

15 歳以上の人について、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

労働力人口 ―就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 ―調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 一主に勤め先や自家営業などの仕事をしていて

家事のほか仕事 一主に家事などをしていて、そのほかに少しでも仕事をした場合

通学のかたわら仕事 一主に通学していて、そのかたわら少しでも仕事をした場合

休業者 一勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 一調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 一調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 一自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 一主に通学していた場合

その他 一上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

なお、上の区分でいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

また、本文で用いている労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいう。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていて事業における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者 一会社員・公務員・団体職員・個人商店の

従業・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 一期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 一日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員 一会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がある人

雇人のない業主 一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族だけで事業を営んでいる人

家族従事者 一農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事を手伝っている家族

家庭内職者 一家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

職業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)によって分類した。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成 12 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成 9 年 12 月改訂)を基に、平成 12 年国勢調査の集計用に再編成したもので、大分類が 10 項目、中分類が 61 項目、小分類が 293 項目となっている。

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門水準において、科学的知識を応用し、技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

主な職業一科学研究者、情報処理技術者、医師、看護師、保育士、弁護士、教員、宗教家、音楽家など。

B 管理的職業従事者

専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上

の内部組織の経営、管理に従事するものをいう。

主な職業—議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など。

C 事務従事者

文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに運輸・通信に関する事務、集金などの外勤の事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。

主な職業—一般事務員、会計事務員、集金人、運輸事務員、速記者、タイピストなど。

D 販売従事者

有体的商品、不動産、有価証券などの売買、仲介、取次などの仕事、金融・保険の代理等の仕事、商品の売買、製造、サービス等に関する取引上の勧誘等の仕事など、販売・販売類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業—卸売・小売・飲食店主、販売店員、不動産仲介人、保険外交員、自動車セールスマンなど。

E サービス職業従事者

個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

主な職業—家政婦(夫)、ホームヘルパー、美容師、クリーニング師、調理人、アパート管理人など。

F 保安職業従事者

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、公共の秩序維持などの仕事に従事するものをいう。

主な職業—自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など。

G 農林漁業作業者

農作物の栽培、養蚕、家畜、家きん等の飼育の仕事、材木の育成、林産物の採取、鳥獣の捕獲の仕事、水産動植物の採捕・養殖の仕事及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業—農業・材木業・林業・漁業作業者など。

H 運輸・通信従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機等の運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業—電車運転士、バス運転者、船長、航海士、航空機操縦士、無線通信員、郵便外務員、

電話交換手など。

I 生産工程・労務作業者

原材料を加工し又は組立てる仕事、製造するための機械、装置の操作を行う仕事、建設機械、定置機関・機械の操作、保全の仕事、建設工事の仕事、発電、変電などにおける機械、装置の操作、保全の仕事、鉱物の試掘、採掘、採取、選別の仕事、坑道の掘進、保持、充てん等の仕事に従事するもの、及び他に分類されない技能的作業、生産工程の仕事に従事するもの並びに運搬、清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

主な職業—窯業・土石製品・金属材料・化学製品等製造作業者、食料品製造作業者、製糸・紡織作業者、印刷・製本作業者、建設作業者、採掘作業者、清掃員など。

J 分類不能の職業

主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類し得ないものをいう。

また、職業（4部門）の区分は、上記の大分類を次のように集約したものである。

I 農林漁業関係職業＝G

II 生産・運輸関係職業＝H＋I

III 販売・サービス関係職業＝D＋E＋F

IV 事務・技術・管理関係職業＝A＋B＋C

なお、平成2年国勢調査では、それまで11項目あった大分類のうち、「採掘作業者」と「技能工、生産工程作業者及び労務作業者」が「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」に統合され、大分類は10項目となった。さらに、平成12年国勢調査において、「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」が「生産工程・労務作業者」に名称変更された。

【注 意】

1 統計表中の内訳数値は表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。

2 統計表中の記号は以下のとおりである。

(1) 「0.0」 単位未満

(2) 「—」 該当数値のないもの

(3) 「…」 不詳